

不動産の取得により必要となる税金

□不動産取得税（県税・お問い合わせ先：県税事務所）

不動産を取得した方が、その不動産が所在する都道府県に納める税金です。税額は、土地や家屋（住宅）の価格（固定資産税評価額。宅地等の場合は、同評価額の2分の1）の3%、住宅以外の家屋については価格（固定資産税評価額）の4%です（平成30年3月31日までの取得に適用される税率）。

※ 家屋を取得された場合、評価（固定資産税評価額の算出）のために、現地調査や図面等の借用を県税事務所からお願いする場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、取得した家屋を使用することなく直ちに取り壊された場合は、課税の対象外となります（取得から概ね4ヶ月以内の取り壊し）。

□印紙税（国税・お問い合わせ先：税務署）

不動産の売買契約をする方が、契約書に収入印紙をはり付けすることにより納める税金です。税額は次表のとおりです（不動産譲渡に関する契約で、平成30年3月31日までの税額）。

契約書に記載された契約金額		税 額
1万円以上	50万円以下	200円
50万円 超	100万円以下	500円
100万円 超	500万円以下	1千円
500万円 超	1,000万円以下	5千円
1,000万円 超	5,000万円以下	1万円
5,000万円 超	1億円以下	3万円
1億円 超	5億円以下	6万円
5億円 超	10億円以下	16万円
10億円 超	50億円以下	32万円
50億円 超		48万円

□登録免許税（国税・お問い合わせ先：法務局）

不動産の登記をする方が納める税金です。税額は、所有権の移転登記の場合、原則として不動産の価格（固定資産税評価額）の2%です。ただし、土地については、平成29年3月31日までに登記を受ける場合、1.5%となります。

□固定資産税・都市計画税（市町村税・お問い合わせ先：市役所、町役場）

毎年1月1日現在で土地や家屋を所有している方（都市計画税は、市街化区域内に土地や家屋を所有している方）が、市町村に納める税金です。税額は、固定資産税が固定資産税評価額の1.4%、都市計画税が0.3%以内です